

特 501

324



2

0033648-000

特 501-324

標語の魔術

水谷保・著

清明書院

昭和 15. 11

AGA

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月23付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもので

標語の魔術

水谷保著

清明書院

SHIPPED  
SACK #  
ITEM #





77W33600

一

蒋介石軍の軍事顧問として我が國にも其の名を知られてゐた獨逸の退役上級大將ゼークトの著書に「一軍人の思想」と言ふ本がある。是は篠田英雄氏の譯文で岩波新書からも出てゐるが、其の冒頭に次の様な事が書いてある。

人間精神がこれと抗争して遂に徒爾に終るものは、愚昧、官僚主義及び標語（スローガン）の三事である。此の三者は、なんらかの意味に於て必要であるといふ點に於ても互に相似てゐる。そのなかで愚昧との絶望的な闘争はこれを世の賢明な人士に委ねたい。また軍部官僚主義との戦は、完全に私の敗北であつたことを告白する。そこで私は、我が國の軍人社會に現在流通してゐる若干の標語に對して戦を挑まうと思ふので

一



ある。

私は標語の必要を一應承認したけれども、それは自己の頭腦をもつて思考し得ない人々にとつては必要缺くべからざるものであることを認めるからである。標語が必要であり、また有用であることの證明はこれをもつて一先づ打切り、以下の敘述はかくの如き人々にみづから思考することを勸奨し、また標語に際會した場合には、これに向つて先づ「汝は眞實であるか」といふ問を提起せしめることを本來の目的とするものである。

第一の愚昧との闘争に就ては、私は自分自身が愚昧であるが爲か、それが如何に絶望的なものであるかを左程痛切に感じたことはなく、却つて世の所謂賢明な人々に對して、より絶望的なものを感じてゐる程であるから、私は

ゼークトの言を其の儘鵜呑みにするわけには行かぬが、ゼークトにしても愚昧との闘争はこれを世の賢明な人士に委ね度いと辭つてゐる以上、是に關する限り少くとも私が出る幕ではない様である。

次にゼークトが自ら完全な敗北であつたと告白してゐる軍部官僚主義との戦であるが、それが果してどの様なことであつたのかを少しも知らない私としては、輕卒に同情も共感も寄せるわけには行かないし、又假令それを知つたとしても、彼は獨逸人であり私は飽迄も日本臣民である限り其の思想根柢を異にし、従つて論議の立場は根本的に異なるのである。即ち彼に軍部官僚主義なるものがあるとしても何等異とするに足らぬ所であらうし、又それとの闘争に於て何れが是であり何れが非であるかを判別する事も出來兼ねるであらうが、日本に在つては軍官民を貫くものは皇運扶翼の臣民道一本でなけ



ればならぬが故に、其の様な何々主義等と云ふもの、存在は絶対に許さるべくもないのである。又若しも此の皇運扶翼の大道を離れて軍部官僚主義等と云ふものが假に存在するならば、それは明かに 天皇の統帥權 天皇の御親政を紊す所の幕府的存在として、假令如何なる困難があらうとも、或ひは殆んど不可能な事の様に見えるやうとも、日本臣民の使命としてそれが徹底壊滅の爲に身命を堵さねばならぬのであつて、斯くする事が日本臣民としての絶対の正道なのである。故に徒らにゼークトの様にそれとの抗争を徒爾となし敗北に甘んじてゐる事は我々には到底出来ない。其の意味に於て軍部官僚主義に對する批判に就ても、私はゼークトの言を其儘受け容れる譯にはゆかないのである。

斯くて人間精神がこれと抗争して遂に徒爾に終るものとしてゼークトが舉

げた所の三者の中、愚昧と官僚主義に就ては、私はゼークトとは全く違つた立場からこれを除外し、第三の標語に就てのみ少しく考へて見度いと思ふのである。

私も亦標語の必要を一應承認しよう。そしてそれは自己の頭腦を以て思考し得ない人々にとつては標語が必要缺く可からざるものである事を認めるからである、ゼークトの言葉を其儘茲に借用して置かう。然し乍ら標語に限らず日本の言葉には言葉自體として各々一つの意味を持つてゐる。例へば産業報國と言へば最早其の内容の如何を論議する迄もなく、明かに忠義其のもの、様な語感を以て我々に迫るものがあり、又忠靈顯彰と言へば當然日本臣民として爲さねばならぬ事の様に、字の形、言葉の響が始めから我々を魅了するのである。此の様に標語は夫と言語魔術的な性格を持つて生れるが故



に、標語を最も必要とする人々、即ち自己の頭腦を以て思考し得ない人々にとつては、それ等の標語の裏に何が隠されてゐやうとも殆んど問題となることはなく、従つてそれは屢々其の本來の必要性を離れて一つの言語魔術の爲に甚だしく悪用され易い危険性を多分に持つてゐるのである。

最近盛んに唱へられてゐる各種の標語も、其の様な意味に於て一部野望家の野望達成の手段として悪用される様なことがあるならば、それは實に由々しき重大問題であり、特に思想的に殆んど無智にも等しい現代の日本人にとつては、それは必ずしも杞憂とのみは言ふことの出来ない現實性を持つてゐるのである。従つて私が次に述べんとする所もゼークトの意圖と同様、各種の標語に就て「人々に自ら思考することを勸奨し、又標語に際會した場合に「汝は眞實であるか」と言ふ問を提起せしめることを本來の目的とするも

の』である。然らば眞實とは何であるか。言ふ迄もなく日本に於ては皇運扶翼でなければならぬ。即ち我々は各種の標語に際會した場合、常に先づ「汝は皇運扶翼であるか」と言ふ問を發するだけの心の用意が無ければならぬ事を次に述べて見度いと思ふのである。

## 二

最近萬民翼賛と云ふ言葉が盛んに唱へられてゐる。是は一見如何にも國體の眞精神其のものゝ様に考へられるのであるが、更に深く考究するならば、其の内容に大きな疑義が生れねばならぬのである。第一に萬民翼賛とは決して萬民皇運扶翼との同義語ではない。

教育勅語にも訓へ諭されてゐる様に「爾臣民父母ニ孝ニ」以下「一旦緩急



アレハ義勇公ニ奉シ」迄の各徳目は、悉く「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と云ふ大眼目に集約され、従つて臣民一切の行爲は皆此の大眼目に向つて爲されねばならぬが故に、皇運扶翼こそは萬民共通の使命でなければならぬのであるが、大政の翼賛は是とは異り、臣民悉くに無差別に許し給ふたものではなく、天皇の御親政に參與するものとして、翼賛の機關と夫々翼賛の限界とが、憲法を以て明確に示されてゐるのである。

明治二十二年二月十一日、紀元の佳節に當つて大日本帝國憲法が發布せられた其の日、明治天皇には神衣を召されて

皇祖 皇宗の御前に恭しく皇室典範並に憲法の御欽定を告げ給ふたのであるが、其の御告文に

皇祖 皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ

率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ

と仰せられた。即ち此の憲法の發布によつて、まさしく臣民翼賛の道を廣め許し給ふたのではあるが、それは決して萬民無差別、無制限にではなくして、「典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ」給ふた範圍内に於てである事は申す迄もない事であり、従つて一般民として大政を翼賛し奉るの道は帝國憲法に昭示されてゐる帝國議會以外にはないのである。我々は永遠に是を遵行して誤りなからん事を期さねばならぬのであつて、勝手にその條章の範圍を踏み越え、三年か四年に一度の投票により選舉に参加するのみを以て、大政に參與する唯一の機會とするが如き状態は不合理であるなどと考へ、大政翼賛の道を他に求める様な事は斷じて許さるべくもないのである。

此の様に大政翼賛なる言葉は決して皇運扶翼との同義語ではなく、それは



嚴格に區別されねばならぬのであるが、此の區別は幾多の御詔勅を拜すればいよ／＼明瞭となるのである。即ち憲法發布の御詔勅にも、

其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ

と此處にも翼賛なる御言葉を申されてゐるが、此の翼賛とは何を指されたものかと言へば、それは明治十四年十月十二日の詔命が國會開期の詔であり、詔中に「明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ」と仰せられてゐるに徴しても、帝國議會の翼賛を指し給ふたものである事は明かである。又明治二十六年二月十日の御詔勅にも

朕又議會ヲ開キ公議ヲ盡シ以テ大業ヲ翼賛セシメムコトヲ期シタリ

と大業を翼賛せしめんが爲に國會を開き給ふた御聖旨が明かにされてゐるの

である。

従つて大政翼賛等と云ふ言葉は輕々しく用ふべきものではなく、況してや萬民翼賛に至つては明かに憲法破壊の言葉であるとも極言さる可きものであるが故に、絶対に使用すべきではないのである。勿論是等の言葉は不用意の間に屢々皇運扶翼との同義語に用ひられてゐる様であるから、其の悉くを不當なり憲法背反なりとして責めることは餘りにも酷に過ぎるであらうが、若しも何等か含む所があり、是等の言葉が皇運扶翼と同義語に解釋され易いことを奇貨として、殊更に悪用せんとするものであるならば、それは最早國體の變革者であり、朝憲の紊亂者であると言ふべきであらうし、又假令それが不用意の間に用ひられたものであるとしても、其の後に於て其の不用意の故に事實上多少でも大政が他の何者かによつて左右される様な事があるとす



ならば、これ又重大問題であつて、それが如何に表面は大政翼賛の様に見える様とも、其の根本に於て既に大義名分を棄し居るものであるが故に、結局大政干犯の罪を負はねばならぬのである。例へば萬民翼賛の名の下に、立法が事實上議會の協賛から離れ、他の何ものかに依つて既に決定済みのものを、憲法の條章に對する申譯として、僅かに議會協賛の形式を踏むに止ると云ふ様な事が若しも假りにあるとするならば、それは根本的に憲法の眞精神を踏みにじる所の幕府的存在に他ならぬものと言はねばならぬのである。

要するに翼賛の任にある者が正しく皇運扶翼の大道を解してゐる者であるならば、決して此の様な誤りを犯すものではないのであるが、其の根本態度を誤り他の思想の上に立ち、或ひは現象世界に迷はされてその根本態度を忘れるが故に、憲法の許す範圍内に於て翼賛すると言ひ乍ら、其の實憲法背反

の不逞を敢て犯すに至るのである。第一憲法の範圍内に於て等と云ふ言葉を用ふる事が、既に何か憲法を邪魔物扱ひにしてゐる證據であると言ふ事も出来るのであつて、その一言にしてその者は既に憲法の埒外に足を踏み出してゐるものと言はねばならぬのである。帝國憲法は御告文にもある通り

皇祖 皇宗の後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス

我々臣民は何時如何なる場合に於ても憲法と對立するが如き思言行を爲すべきではなく、常に憲法の中に、即ち

天皇御親政のまにまに生きることでなければならぬ。

## 三

然し乍ら萬民翼賛と云ふ言葉は、事實上の問題として萬民悉くが大政に參



與すると言ふ様な意味に使はれてゐるのではない様である。第一萬民翼賛等と云ふことは言ふ可くして不可能なことであり、又敢て爲したとしても、それは結局衆愚政治を意味する以外の何ものでもないからである。然らば萬民翼賛なる言葉は何等他意なくして、全く皇運扶翼との同義語に使用されてゐるのであらうか。勿論多くの人々はそれを混同してゐるのは事實であらう。然し混同はしながらも、尙且萬民翼賛なる言葉が皇運扶翼と云ふ言葉を壓倒して殊更に用ひられてゐると云ふことは、單に二分の一の公率に於て偶然にも前者が選ばれたと云ふのではなく、矢張りそれにはそれ相應の理由がある様に思はれるのである。其の理由とは、要するに國民をして政府の施政に協力せしめねばならぬと云ふ事ではなからうか。それには皇運扶翼等と云ふ漠然とした言葉よりも、政治と密接な關聯を有する萬民翼賛の方が相應しい様

である。

然も其の協力とは、議會に於て重大な法律案を通過せしめるとか、或ひは豫算案の成立を圖るとか云ふ事ではなく、單にその様な事であるならば、今日の議會程理想的に一切の法案、一切の豫算案が殆んど何等の障礙もなく無事通過してゐる時代は稀なのである。従つて今日迄の政治常識を以てするならば、最早是以上國民に對して求めねばならぬものは無かつた筈である。それにも拘らず尙且國民に對して協力を求めねばならぬと云ふ事は、此處十年の間に日本の政治が非常な變化を來した事を物語るものであらう。

事實今日程政治と國民全般との觀念の間に大きな隔りが生じてゐる時代は明治以來稀な事であらう。従つて折角の政府の施政も國民の協力をかち得ない。特に其の隔りは經濟上の問題に於て殆んど致命的な國政上の癌となり、



其の距りの故に法制を整備すればする程、機構を擴充すればする程、政治は滯滞し經濟は逼塞する傾向が見られるのではなからうか。即ち十年前迄の日本の政治に在つては、其處に幾多の缺陷はあつたにしても、それは大凡國民の常識の範圍内に於て行はれて來たのである。従つて政府の施政に就ても、單に議會の協賛を経るに成功しさへすれば、其の後は殊更に國民の協力を求めると云ふ様な努力を拂ふ迄もなく、必要の限度には國民はそれを納得し、政策は先づ／＼圓滑に實施されたのである。然るに此處十年來所謂非常時に突入してからと云ふものは、特に支那事變が勃發して以來、政治は到底國民の常識や其の代表とも見られる議會政黨の意圖の範圍内に於て運営されることは不可能となつて來たのである。と云ふよりも國民の常識や自由主義的政黨政治等の罪科が、積りに積つて此の非常時を招來したと見るが至當で

あらう。それにも拘らず政黨や財閥などは少しも反省する所はなく、依然として自己擁護の爲に現状の維持をのみ希つて來たのであるから、彼等が時と共に時代から取殘されて行つたのも亦當然な事であつた。然し乍ら翻つて考へるならば、其の間日本は正しく非常時克服の爲の道を歩んで來たであらうかどうか。残念乍ら日本は何等それが爲の有効適切な處置を講ずることなく、遂に今日の國難に逢着して了つたと見るの他はない。要するに非常時の病源が果して何處にあるのかに就て、適確な判断を下し得なかつたのである。即ち此處十年來の日本の政治は、常に一部の急進分子に依つて追ひ立てられて來た様である。然らばそれ等急進分子の思想根柢は果して何であつたらうか。彼等は常に愛國を叫んで來た。然し乍ら今にして思ふならば、其の愛國は單に現象化された國難を憂ふると云ふに止つて、動ともすれば國體をさ



へ蔑にする様なことも決して少くはなかつたのである。即ち彼等は屢々、ファッシズムとも見らるべき急激なる國家革新を企圖して大權私儀に迄及ぼうとした事も再三あつたと言はれ、斯くて日本の維新の不可缺の要件でなければならぬ國を擧げての國體明徴運動は殆んど閑却された儘、政治のみが何者かに怯えたもの、様に國民全般を置去りにして進んで行つて了つた。勿論此の間日本臣民としての眞の使命から此の様な情勢を深く憂へ、自由主義者に對しては其の反省を促し、急進分子に對しては國體の眞精神を説いて其の心得を諭し、正しい國體明徴運動の爲に身を挺して闘つた人士も絶無ではなかつたが、それ等眞の忠君愛國者達は自由主義者からは急進分子の棟梁の如くに目されて忌嫌はれ、又屢々國體背反の罪を犯し脛に傷持つ急進分子達からは、目の上の瘤として敵視さへされてゐたのである。斯くて眞崎大將を始

め是等の人々が二・二六事件に關係ありとして葬り去られて了つた後は、眞の國體明徴運動は殆んど影を潜め、日本はファッシズム的急進分子と、現状維持的自由主義者とに依つて明確に二分され、政治は愈々國民の常識の外に急速度に游離して行つて了つたのである。而も恐るべきことは同じく革新を叫んで來た社會主義者達が愛國への轉向と云ふ手段を以て是等ファッシズム的急進分子に合流し、次第に政界に其の地歩を築いて行つたことであつた。斯くて今日見る如き政治と國民との越え難い隔りを作つて了つたのであるが、此の兩者の游離を此の儘に放置すると云ふことは到底許されぬ迄に時局が逼迫するに至つて、やうやく之を拾收するの道が眞面目に考究され始めたのである。然し乍ら政治を國民の常識の範圍迄引戻すことは、此の重大難局下に於て到底許さるべくもない。其處で政治を國民の側に引戻すことの代



りに、政治の内容は其の儘として、國民全般を政治の方に引寄せることが當然考へられるのである。即ち何ものかを以て政治の一方性から來る冷酷感と獨善的な印象とを緩和し、以て國民をして政府の施政に協力せしめる事である。此の爲に用意されたのが萬民翼賛なる言葉ではなからうか。果して然らば萬民翼賛とは言つてもそれは前にも述べた通り、決して萬民をして悉く政治に參與せしめると云ふ様な意味ではない。某研究會が萬民翼賛と云ふ言葉と同時に、それとは寧ろ對蹠的な指導者原理等と云ふ言葉を用ひてゐるのも其の様な意味からではなからうか。勿論指導者原理等と云ふものは、諸外國に於てはいざ知らず日本に於ては尠くとも不穩當な言葉ではあらうが。

何れにもせよ此の様な絡繰に依つて果して今日見る如き政治と國民との隔りが除かれるものであらうか。私は尠くとも否と答ふるの他はない。何故な

らば政治と國民との游離は決して單なる感情や體面上の問題ではなくして、其の根本は明かに思想の相違に在るからである。此の根源に遡らずしては如何に制度機構を改革して見やうとも、如何なる組織が生れやうとも、絶対に正しい解決は望み得ないのである。即ち是を解決するの道は唯一つ、日本臣民たるの限り一人の例外も無く歸一し得る思想に歸一することである。即ち互に對立する一切の思想を捨て、國を舉げて日本臣民としての當然の使命である所の皇運扶翼の大道に歸一することである。それには先づ政治が改められねばならない。と同時に國民全般も亦改められねばならない。要するに國を舉げての國體明徴である。



萬民翼賛なる言葉に次いで最近盛んに用ひられるものに、公益優先なる言葉がある。此の言葉も亦一應如何にも皇運扶翼と同義語の様な語感を與へるものではあるが、公の解釋の如何に依つては、それは其の儘各種の主義思想に依つて、如何様にも悪用され得るのである。

即ち 明治天皇五ヶ條の御誓文の「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」との御諭しを拜して、天皇政治の眞義を解せぬ明治以來の日本臣民が、公論とは多數者の意志即ち輿論であると考へ、多數決主義を以て政治の要諦であると爲した事が、聽て議會中心主義の思想を生み、所謂憲政の常道論から、天皇機關説の如き不逞の思想を迄跋扈せしむるに至つたと同様に、公益の公を以て政府の施政を指すものであるとか、歐米流の國家觀を捧じて公とは國家を表はすものであるとか、或ひは又社會全體を意味するものであるとする

等、公の解釋を勝手に爲す事に依つて、それは幕府にも、全體主義にも、さては社會主義にも悪用され、それへの顛落の足場とさへされるのである。

最近統制の強化と共に愈々以て各種の矛盾が相次いで生じ、而も其の矛盾を人々の自覺に依つて克服するの根本的解決策を探らず、却つて人間性を否定して人々を機械化し、人的資源化し、統制の不備の故として益々統制を重ねつゝあるのではないかと憂へられる時に當つて、社會主義乃至は共產主義の實踐を企圖しつゝありと目さるゝ様な一部社會主義的思想の所有者達が、殊更に財産奉還とか、經濟奉還とかの美名の下に、盛んに私有財産否定の論を喧傳しつゝある様であるが、公益優先なる言葉が是等の人達に依つて財産奉還等の言葉に結びつけられ、結局私有財産否定の爲に悪用されてゐる事を私は最も怖れるのである。現に某縣當局が産業報國聯合會の講師として招聘



したと言ふ一轉向者の如きは、

明治維新は政治の奉還にあつたが、昭和の維新は産業の奉還にある。従つて其の機至つて最初に全財産を國家に捧げるものが、結局明治維新に於ける薩長土肥の役割を果し、而して其の地位をも獲得するものである。要するに公益優先と言ふ事が昭和維新の指標でなければならぬ。と巧みに大衆を煽動してゐると言ふのである。然し若しも彼が社會主義の欺瞞として此の言をなしたのではなく、眞にそれが日本々來の姿であると確信しての事であるとするならば、此の私の非難は餘りにも酷に過ぎると言ふべきであらうが、それならばそれで彼は全く我が國體の眞精神を解せざるも甚だしいものと言ふべきであり、代々の 天皇の大御心は決して此の様な私有財産の否定等に在るものではない。勿論今日迄の自由主義經濟下に於ける私

有財産に、幾多の缺陷があつた事は充分認めねばならないが、然し乍ら其の缺陷は決して私有財産制度夫れ自身の故にあつたのではなく、實は財産を所有する夫々の人々の思想の故にあつたのである。即ち私有財産と言へば、それは飽迄も自分自身のものであり、而も自分の欲望を満さんが爲にのみ存するものであると考へ、そして其の前提の下に政治、經濟、道德、教育、更には軍事、外交を迄も律しようとしてゐた根本態度に重大な誤謬があつたのである。

勿論帝國憲法にも「日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルルコトナシ」と明かに示されてゐる如く、私有財産は特定の法律を以ての外は絶対に侵犯されることとはなく、又其の爲に多大の保護をさへ與へられてゐるのである。

然し乍ら我が國に於ては古來民も國土も其の他一切のものが、天皇の御本



質の中に融け込んで一體たるべきものであり、従つて我々臣民の身命も財産も悉く私有の儘また 天皇と一體不可分、即ち 天皇の有である。従つて私有とは言つても決して外國流の私有觀念を以て律すべきではなく、それは日本に於ける他の一切のものと同様、皇運扶翼の大使命を持つての私有でなければならぬのである。此の私有即 天皇の有の意義、即ち君民國土一體の眞義を解せぬが故に、或る者は「私有財産は憲法上に於ける我々の當然の権利であるから、何に使はうとそれは自分の勝手である」等と考へ、又或る者は財産の奉還論を以て如何にも日本精神の端的な表現であるかの様な錯覺に陥るのである。

勿論人間である限り我々には多かれ少かれ慾望もあり煩惱も生じやう。然し同時に我々の精神の中には極めて高遠な神の一分子も含まれてゐるのであ

る。私有財産の否定は此の高遠なる人間精神の一面に氣付かずして、人間性を以て悉く惡と爲し、それを否定することに依つて機械化された世界を創造しようと言ふのであるから、それでは到底人間性の向上とか眞の文化の發展等は望み得べきものではなく、全く苦難のみに満ちた地獄世界が現出するに過ぎないのである。我々は此の様な見え透いた過誤に陥つてはならない。と同時に依然として自由主義的經濟觀念に停滯して、互に自らの慾望や煩惱に傾使され、結局日本を滅亡に頻せしめることも許されぬ。我々は眞に日本臣民たるの使命に照して日々反省を加へて行くならば、一切の慾望や煩惱すらも次第に其の所を得せしめられ、却つて皇運扶翼の重大な要素とさへ轉ぜしめられるものであることを此處に深く考へて見ねばならないのである。

然るに最近に至つては相當の識見力量を持ち、或る程度迄政治を左右する



様な人達迄もが、此の未曾有の難局に肝を潰し、政治の混亂に眼を奪はれて、最早事此處に至つては私有財産の否定も亦已むなしなどと言ひ、尠くとも重要産業の國有民營と、配給機構並に金融、保險、信託、貿易、交通、運輸等の國營は當然爲されねばならぬなどと眞面目に考へてゐる者も少くはなく、是等の人々が一部社會主義者に乗ぜられて、國を亂し遂には國體をも毀損するに至るのではないかと憂慮に耐えぬものがあるのである。従つて是等の人々に依つて盛んに説かれる所の、公益優先等の言葉に對しては、それ等の人々は眞に日本の爲なれかしと信じて説いてゐるのではあらうが、實に慄然たるものをさへ感ずるのである。我々は斯くの如く各種の主義思想等に依つても悪用される様な、あやふやな言葉を用ふる事なく、皇運扶翼の道唯一筋に進むべきが此の際特に肝要であらうと思ふ。第一更に根本的に考へるな

らば、公益優先なる言葉自體が既に不可解な言葉であつて、公益は私益に優先すべきであるとか、又最近盛んに説かれる所の經濟に對する政治の優位性とか、その様に諸種の現象を捉えてそれを片々に分離し、それを對立せしめる様な考へ方は、尠くとも國民に理想目標を標示せんが爲の標語としては適當ではなく、日本に於ては一切が擧げて皇運扶翼、公も私も、政治も經濟も、此の大目的に集中歸一する事ではなければならない。即ち此の精神によつて貫かれる事に依つて、商工業者が私利を追ふ事も亦結局皇運の扶翼と言ふ事になり得るのである。

## 五

其の他種々雑多な標語が雨後の筍の様に次から次と生れて來るのである



が、それ等の標語に一々註釋を加へ、それが如何なる方面に悪用されるかを詳述する事は紙面の上からも不可能な事であり、此處には結論として我々が標語に對した場合、現在の日本の状態に於て何を最も警戒せねばならぬかに就て少しく考へて見度いと思ふ。

現下日本の政治の最大の缺陷は、前にも述べた様に國內上下四分五裂に思想が分裂してゐることである。即ち今日各家庭に於てさへも親子兄弟姉妹悉くが夫々思想を異にし、到底渾然一致することが出来ずにあると云ふのが、偽はらざる日本の現状ではなからうか。然し乍ら思想と云ふものは、自ら意識して一つの思想を標榜し其の指導的な立場に立つてゐる人は別として、大抵の人々は無意識の中に持つてゐるものが多い上に、指導的な立場に立つてゐる人でさへも、純粹に一つの思想に依つて頭のとつべんから足の爪先迄凝

り固つてゐると云ふ様な人は、滅多にあるものではないのであつて、多くの人達の心の中には無意識の中にも各種の思想が雜然と蟠居してゐるものと考へられるのである。現下の日本人の大部分は長い間の教育に依つて自由主義的な思想を最も強く植付けられてゐると見られるのであるが、又過去廿年間の社會的環境から更に社會主義的思想に依つて蝕まれ、僅かに其の奥底に日本精神の種子が残されてゐると云ふ様な状態ではなからうか。従つて各人が物事の正邪曲直を論ずる場合にも、一定した一つの基準が確立されてゐるのではなく、全く各人各様、更に又一個人であつても其の場々の風まかせ、それに感情迄も加はつて眞の正邪曲直は全く定まらぬのである。斯くて國內は四分五裂に混亂し、それは又其の儘各家庭内に再現され、更にその混亂は各人の人格の中に迄相似形的に見られるのである。従つて、あの人には立派な



人である、正しい人であるとは言つても、それが何を基準として立派なのか正しいのかその基準が樹てられてなかつたが爲に、日本の政治は此の様な立派な人正しい人によつて誤られて了つたのであり、又立派な人正しい人と信じられてゐた人々にしても、自らは是は良いことである、是は正しいことであると思つて國政に參與して來たのであらうが、それが何を基準として良いことであるのか正しいことであるのか、その基準が樹てられてなかつたが爲に、誠心誠意政治に參與し乍ら、結局國を亂すと云ふ様な逆の結果をさへ生むに至つたのである。特に非常時に突入してからと云ふものは、政治家は皆何者かに追ひ立てられてゐる様に、殆んど何等の自信もなく適確を見通しもなく、其の場其の場の現象を捉へて、僅かにそれに対する對應策を講ずると云ふ状態であつたので、政治は何時の間にか最も計畫性に富み従つて如

何にも魅惑的な社會主義によつて侵蝕されて行くと云ふ傾向が強くと見られるに至つたのである。

然し乍ら日本民族は極めて感激性に富んだ人種であると同時に、又先天的に或る一つの行過ぎに對しては極めて敏感な批判力を持つてゐる。それと云ふのも無意識にもせよ國體と云ふ絶對の規範が萬古を貫いて存在するが爲と言ふべきであらう。此の敏感な國民の批判眼は、最近確かに政治の行過ぎに對して警戒の念を起さしめてゐるのではなからうか。勿論其の全部を以て純粹な國體に對する反省と云ふことは出來ずに、其の中には多分に自己擁護的な氣配さへも見られる様であるが、然し何か正しい規範を求めようとして努力してゐるのは事實の様である。此の様な微かな芽生えを我々は強く正しく伸すことによつて眞の日本臣民たらしとする原動力に迄育て上げねばならな



い。然し乍ら社會主義は既に強く國民思想の中に根を張つてゐる。そして巧に人間精神の機微を掴み乍ら、愛國とか日本精神とか、其の様な人々から非難を受くる事のないものと一脈相通する據點に向つて全力を集中し、其の攻略に努めつゝある意識的な主義者も亦數多く存するのである。斯くて彼等は常に其の最良の武器として標語の魔術を巧に操るのである。此の魔術に依つて日本が如何に毒されて來たかは到底想像も及ばないものがあらう、左に一二の例を挙げよう。

社會主義とは物質的社會的環境の平等化を理想とする主義である。従つて平等觀に一脈相通する様な標語は、其の儘彼等の魔術の好材料となり易い。例へば一君萬民とか軍官民一體等と云ふ言葉は彼等の好んで用ふる言葉であるが、彼等は是等の言葉を巧に悪用し、以て萬民の無差別平等の風を助成

し、民權の伸張による行政權の紊亂をさへ企圖しつゝある傾向も見られ、又彼等を惡思想の故に攻撃するものに對しては、此の一體を振り翳して汝等こそ殊更に相剋摩擦を引起すものだ逆襲するのである。元々軍官民一體とは臣民悉くが正しい思想に歸一した場合、そこに必然的に生れる結果に過ぎぬのであつて、決してそれが理想でも無く目的でもないのである。此の様な僅かな隙が彼等をして突け入らしめる基となるのであるから、深く警戒せねばならぬのである。乏しきを憂へずして均しからざるを憂ふとか、共存共榮とか云ふ言葉も同様にして、如何に悪用されてゐるか計り知れないのであつて、曾つての社會大衆黨員が中央地方の演說會に於て、好んで是等の言葉を用ひたことを考へるならば、其等の標語の裏に如何なる意圖を託したかを推察するに難くはないであらうと思ふのである。



又社會主義は物質的社會的環境の平等化を人爲を以て作り出さうとするのであるから、當然經濟界を始め社會各般に互つての徹底的計畫統制が、其の手段として行はれるのである。而して其の最終の段階は、私有財産を否定して一切の生産手段を國有にすること、消費を規制して一切の物資配給を國營にすることである。従つて統制や制度機構の變革も、必要の限度を越え國民の常識を離れて強化されて行くならば、それは必然的に社會主義と軌を同じうするに至るのであつて、其の意味に於て革新とか或ひは其の代名詞をなす様な高度國防國家體制の確立等と云ふ言葉は、巧に彼等に依つて社會主義化への拍車として悪用されるのである。日本に於ては單に現状を否定して新らしきを求めることは誤りであり、最も古くして日々維れ新たなりで、萬古を貫く大精神の上に現状を是正すべきものであり、又國民精神を昂揚歸一し

て皇國の眞姿を顯現することが眞に日本の國力を増大する所以なのである。

更に社會主義者は、最も惡辣な野望達成の手段として一舉に革命を成就せんが爲に、屢々敗戰主義を採るものである。畏多きこと乍ら 神武天皇の御勅語に拜する八紘一字なる御言葉迄もが、其の爲に悪用されてゐる節も見られるのである。元々八紘一字なる御言葉はそれ一つ單獨に仰せられたのではなく、六合一都・八紘一字と明瞭に御宣言遊ばされてゐるのである。即ち先づ八紘一字の前提として六合を兼ねて都を開くこと——國を擧げて 天皇御親政の本義に徹することがなければならぬのである。是を忘れて國內を顧る所はなく、徒らに積極論を唱へると云ふことは、其の言眞に壯ではあるが結局敗戰主義者に乘ぜられることゝもなるのである。

要するに標語は必要缺くべからざるものではあるが、また標語の魔術は實



に恐るべきものがある。此の魔術を打破らんが爲にはどうしても眞に正しい日本精神の確立がなければならぬが、唯一つ彼等の魔力を半減する呪文がある。それは既に序論に於ても述べた「汝は皇運扶翼であるか」との間である。我々は常に反省し切磋琢磨し合つて正しい日本精神に歸一すべく努めねばならぬと同時に、各種の標語に際會した場合には、常に先づ「汝は皇運扶翼であるか」との間を發するだけの心の用意が無ければならぬと思ふのである。

昭和十五年十一月十四日印刷  
昭和十五年十一月十九日發行

標語の魔術

定價 十五錢

著者 水谷保

發行者 福井宗一  
東京市日本橋區本町三ノ五成毛ビル

印刷者 吉田了太  
東京市王子區神谷町一ノ四八二

東京市日本橋區本町三ノ五成毛ビル

發行所 清 明 書 院

振替東京一四九九四七番

国立国会図書館



題字 井上清純閣下 中村貞彦編 定價一圓  
序文 井田磐楠閣下 送料六錢

# 臣民一億の反省

此の混沌たる世相の中から鬱勃として眞に日本の日本たらんと欲するの自覺が湧き起りつつあるを見る。是のみが日本を救ふ唯一の希望であり唯一の歡喜でもある。是をすくすくと強く正しく伸ばして行かねばならぬ。私は胸を衝かれる様な感動を以て本書を讀了し。これぞ臣民一億必讀の書なるを痛感した。

林 三 郎 著 定價十五錢  
送料三錢

# 革新の裏を衝く

彼等は愛國なる言葉を振りかざして國難打開の爲に、東亞再建の爲に、強力なる戦時體制を整へねばならぬ革新を斷行せねばならぬと強調するのである。是等の言葉に國民は酔つてゐる。そしてそれに對して少しも疑惑を持たうともしないのである。豈計らんや………(本文中より)

東京市日本橋區本町三ノ五成毛ビル 清明書院  
振替東京一四九九四七番



SHIPPING ADVISE# \_\_\_\_\_

SACK # 6

ITEM # 15